

平成26年3月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年3月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成26年3月11日 午前9時4分宣告（第5日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番 松本 正人
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番 松本 正人
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教育次長	岩本 敏彦
副町長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町民課長	横山 覚
総務課長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成26年3月佐川町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年 3月11日 午前9時開議

日程第1 一般質問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
これから日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。
日程第1、一般質問を行います。
きのうに引き続き、一般質問を行います。
7番、岡村統正君の発言を許します。

7番（岡村統正君）

議席番号7番の岡村統正でございます。議長にお許しをいただきましたので一般質問の質問に移らさせていただきます。

堀見町長になって初めての質問ですけれども、通告に従いまして3点ほど質問いたします。

町長は、今議会の各議員の一般質問に対して、答弁の時間がかからない、1日にして7人の質問者は初めてじゃないかというふうに思います。引き続きですね、明快な御答弁をいただきますように、よろしく願いをいたします。

まず初めに、緊急時の県の防災ヘリ、医療ヘリの臨時離着陸場の設置の場所の確保をどうするかということをお聞きいたします。この臨時離着陸場の問題は、前町長のときにも質問しましたが、新しく堀見町長になられましたので、改めて質問をいたします。

今議会の行政報告の中で、霧生関公園計画を白紙にするとのことで、臨時ヘリ離着陸場の設置は、事実上不可能になったと思われることから、佐川地区への設置は、新たな候補地を探す必要が生じることになったと思われまます。

これまでに、霧生関公園臨時離着陸場は、完成が何年かかるかわからないとの現状の中で、霧生関への県からの補助金を充てて、既に御承知のように、尾川のふれあいの里に設置をされました。

今後30年以内に70%の確率で起きると言われている南海トラフ地震で、孤立が考えられる地区への物資搬送、被災者の緊急を要する救急患者へのヘリ搬送中継地として、臨時離着陸場は、大きな役割を担っていかなければならないと考えるところであります。

本町の臨時離着陸場設置場所は、先ほど申しましたように、既に尾川ふれあいの里公園内に整備され、これまでにドクターヘリの利用が4回、防災ヘリ龍馬が2回利用しております。

この他に、スポーツセンター佐川のサッカー場駐車場に、緊急的に今日まで、これは平成 24 年からの実働回数ですけれども、24 年度は 2 回、そして 25 年度は 4 回、26 年度は、ことし 3 月 6 日までにですね、既に 3 回利用、合計 9 回着陸して利用されております。

このように、本町の救急患者の搬送に大きな役割を果たしていることは御承知のとおりであります。

ただ、サッカー競技大会の開催時には、駐車場を利用しており、安全上、ヘリの着陸はできないことから、越知町への搬送、または他のところになることがあります。霧生関公園の設置計画が白紙となっている現状の中で、今回は黒岩地区に整備を計画しているとのことですが、佐川地区も含め、他の地区に、今後整備していく考えだと思いますけれども、前回にも申しましたが、設置するには設置場所の条件がかなり限られることから、どこでも設置できるものではないわけであります。

まず、救急車が入れる道路脇であること、ただですね、進入路をつくれば、これは問題がございません。ただ、当然建設工事のコストはその分高くなると思います。

防災ヘリ龍馬の離着陸どきの風力といいますか、風圧といいますか、これは台風並みの強風になることから、周囲に人家や建築物のない場所、ヘリの離着陸にはですね、三方向からの侵入の可能な場所が最適であります。当然、高圧の送電線、それから電柱、電線その他ケーブルなどの構造物のない場所、そしてまた、大きな樹木のない場所、半径 13 メートル以上の広さが確保できる場所など、このように条件的に設置場所は絞られてしまいます。このようなことから、要するに沖方向に開けた、つまり視界が三方に開けた場所が最適な場所ではないかというふうに考えております。

離着陸条件に合った場所、土地は、先ほど触れたようにですね、条件的に、例えば黒岩、それから佐川町、それから加茂、斗賀野、こういった場所は限られるわけがございますけれども、そこでですね、本町では設置するに最適な場所によりけりですね、土地の買い上げ単価が異なることが予想されますけれども、例えば、それが山林、あるいはまた放置された耕作地、その他の場所などの土地を、買い上げの交渉の中でですね、条件が合わない場合にはどうするのか、どうしてもそこではないとその設置は難しいと、他の場所はなかなか選択の余地がないような状況になった場合、高くてもその土

地を買い上げて設置をするのか、あるいは、借地として設置をするのか、このあたりのことをですね、町長にお聞きしたいと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。岡村議員の御質問にお答えさせていただきます。ヘリポートの設置につきましては、今、担当部署のほうには、佐川町内、佐川、斗賀野、尾川、黒岩、加茂、旧の町村単位での5地区について、最低1カ所ずつは設置をしたいという方向性で指示をして、今、場所を適宜探しております。

その5カ所以外の場所につきましては、例えば、山の奥の集落ですとか、孤立の可能性のある集落等につきましては、この地元からの要望を得て、できるだけ土地の提供を受ける中でヘリポートを設置をしていきたい、というふうに考えております。

前述の5カ所につきましては、これも同じように、できましたら地元の皆さんで、土地の提供をいただいて、設置工事は町の負担で行わしていただくという形で進めさせていただきたいというふうに思っておりますが、尾川を除きました残りの4カ所、どうしても土地を買わざるを得ない場合は、土地の所有者の方々と協議をさせていただいて、交渉をしたいというふうに考えております。

議員のおっしゃいました、どうしてもその場所以外はない、その場所を買わざるを得ない、そういう状況は今のところ想定しておりませんので、そういう状況にはならないんじゃないかというふうに考えております。

万が一、そういう場合におきましても、その周りの地価、現状の値段等、考慮しまして、これ以上の金額は出せませんというお話しの中で交渉をさせていただきたい、いうふうに考えております。もし、購入が不可能であれば、賃貸の方向も含めて検討したいと考えております。以上です。

7番（岡村統正君）

確かにですね、前町長の榎並谷町長も、住民からの要望あるいはそれに沿って土地を提供していただいたほうがいいと。これは近隣の越知町、それから仁淀川町といった事例がある中でのそういう答弁であったと思われるわけでございますけれども、やはり、先ほども申しましたように、南海トラフ地震というのは、30年間の、ここ、うちに70%、年々その度合いは高くなっていくというふうに思いますけれども、時間は余りかけずにやはり整備していく必要があるん

じゃないかというふうに考えます。

県のほうも、やはりそういった方向で進んでいる状況の中で、1日でも早くですね、そういった整備はしていくことが、一番の大事なことじゃないかというふうに考えますので、各地区から、ここに、というようなことがあればですね、まず、素早く対応していただくということで、ぜひ、前進するような話にしていただきたいというふうに考えます。

買い上げ、あるいは土地の借地といった条件も当然起こり得ることだと思いますので、そのあたりも柔軟に対応して設置に向けて努力をしていただきたい、いうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次に、斗賀野の町営住宅新設工事請負の質問に移ります。この手の町営住宅は、尾川と黒岩に同じものができており、尾川、黒岩住宅内部のつくりは全く同じでございます。

このとき工事を請け負ったのは、業者は1号、2号、3号棟、それぞれ別の業者が請負工事をしております。尾川、黒岩の設計会社とは、当然、斗賀野の場合は設計会社も違っております。間取りも同じようではないし、それから外観も、ずいぶんと違う。一部は似ておりますけれども、違うわけでございます。

尾川、黒岩では、3棟別々の業者が施工をしているわけでありましてけれども、この斗賀野住宅におきましては、A棟はT業者、B棟、C棟、このA棟、B棟、C棟という表現が正式かどうかは、ちょっと私もわかりませんが、確認をしておりませんので。このB棟、C棟はO業者が請け負っておりますけれども、そこで、質問1としてですね、今回の入札に当たり、入札指名業者の選考は、どのように決められたのか、誰がどのように。質問2として、こうなった大きな原因と理由は何なのか、これは町民からの声が出ておりますけれども、業者が2棟取ることは不自然に思えるという意見が出ております。

水道、電気設備工事はですね、分離発注となっておりますけれども、それは工事の進捗状況に支障がなければ、別に問題はないというふうに考えますけれども。これについて、お答えを願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

御質問にお答えさせていただきます。まず、入札参加指名業者の選定につきましては、総務の担当のほうで案を出してきまして、それを幹部のほうで回覧をして決済をして、最終的に私の決済をもって総務課のほうに、このメンバーでいいですよ、という合意をして決めさせていただきました。

2つ目の御質問につきましては、建築主体工事につきましては、A棟、B棟、C棟、3つの工事に分けて入札をしました。あと電気設備工事、あと機械設備工事、それぞれを2つの発注として仕事を指名競争入札で出しました。建築主体工事に関しましては、3つ、A棟、B棟、C棟、3つ全てを同じ会社が受注することも当然考えられます。

議員が、2つの棟に関して同じ業者が受注をしたということを不自然だというふうに発言がありましたけども、指名競争入札を行った結果、2つの棟を同じ業者が入札をただけでありまして、そのことに関して全く不自然だとか、そういうことにはならないというふうに私のほうからお答えさせていただきます。以上です。

7番（岡村統正君）

町長は不自然ではないというふうにおっしゃいましたけれども、これまで、尾川、黒岩は、別々の、要するに1棟、2棟、3棟と別々の業者に、要するに入札をして、落札をさしている。これは一つに考えれば、町内の業者あるいはまたその町外の業者であってもですね、広く、そのかかわる職人を町内のほうから雇っていただけるというような働きがあるわけでございます。

私が思うのに、やはりこれは、1棟は町外の業者も入れてもよかったのではないかとというふうに考えるところでございます。町長はですね、多くの業者に仕事をもらおうという考えであるならばですね、その考えに矛盾すると思います。

こういった考えはどうでしょうかね。要するに、分離発注ということは、町内の業者に広く、やはりかかわってもらおうという働きがあるから、そういった分離発注ということになったんじゃないかというふうに私は考えますけれども、そのあたり、やはり同じ、その3棟とも同一業者が取るということは普通であると言いますけれども、やはりこういうことはですね、町内の業者にそういう者がおればですね、広く、やはり、手配するべきじゃないか、あるいは、町外の業者であっても、別々の、1棟ずつ別々の業者に取らすよう

な工夫が必要ではなかったかというふうに考えます。

先ほども申しましたように、町民からは、やはりそういった声が出ているのは事実のことです。その点についての、町長の、その多くの業者に、やはりかかわっていただきたい、という考えがあるのか、ないのか、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

尾川の町営住宅につきまして、3社それぞれ別の業者に落札させているという発言ありましたが、尾川の入札に関しましては、私、関与しておりませんが、行政として、町として、別の業者に落札させるという意図的なことは、決して、してないはずだと思います。結果として3社別になったのではないかと思います。その尾川の入札に関しては、また担当の課長から話しをさせます。

私は、3棟とも同じ会社が受注をすることが普通であるという発言はしておりません。3棟とも同じ会社が落札をする可能性もあります、という発言をさせていただきましたので、私のほうから御説明をさせていただきます。

今、さまざまな工事で不落の状況が続いております。技術者がいない、仕事がたくさん出過ぎて、受注したくても受注できない。入札に対して、辞退をしてくる会社もたくさんあります。今回、できるだけ多くの機会を、受注の機会を、地元の会社に与えたい、そういうチャンスを、ということで5つに分離発注をさせていただきました。

例えば、A棟を受注した会社が、次のB棟、C棟の入札にはもう参加できません。仮にA棟の会社は、もう既に、B棟、C棟には参加できない。次に、B棟の仕事を入札した場合は、次のC棟の入札には参加できません。そういう形も考えられるとは思いますが、仮にそれで、工事の入札が成立しない、そういう状況も考えられましたので、今回は、全て、3棟につきまして、同じ指名業者で入札、指名競争入札をさせていただきました。

その結果、1棟は1つの会社、2棟を1つの会社、そういう結果になった。それ以外の説明は、私のほうからはすることができません。それが結果です。以上です。

7番（岡村統正君）

わかりました、とはなかなか言いにくいわけですが、

も。結果的にはそういう結果になってしまったということでございますね。

やはり、私が思いますのに、これ、町民の方から、何名かのその声を聞きますにですね、町長の、要するに選挙のときの第一人者であるその業者がそういったことになったと。結果的にですよ。結果的にそうなったということは、何らかのそれがあるんじゃないかというふうに考える町民も少なくないわけでございますから、そのあたり、そういうものが、やはり起こり得るということを考えて場合は、やっぱり払拭すべきじゃないか、これは町長の、やっぱりそのあたりの、これからの町政についてですね、町長は望んでないことは当然わかってますよ、わかってますけど、そういった声も出ているということも事実でございますから、今後においてはですね、そういったことも注意を払いながらですね、やはり、執務していただきたい、いうふうに思います。

当然そのときはまだ、町長、就任して間がないわけでございますから、1カ月以内のことであった、いうふうに考えますので、そういったことから、今後においてはですね、注意を払いながら執務に当たっていただきたいというふうに考えます。

これについては、答弁を求めます。

町長（堀見和道君）

答弁を求めますと言われましても、私の全く恣意的なことが全くない中での指名競争入札でしたので、そういうふうに思われる住民の方がいらっしゃるというお話は、しっかりと受け止めたいというふうに思いますが、私の中に、1点の曇りもありませんので、そういうことを、この議場の場で、定例会の場で、岡村議員から、議会の場で言われることが、私には、何か理解ができないですし、すごく残念に思います。それしか、答えようがありません。以上です。

7番（岡村統正君）

よくわかりました。そういったこともあるということで私も言わしていただきましたけれども、今後においては、どうか行政のトップとしてですね、一層頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上で、この質問は終わります。

次に、乳児虐待とですね、児童虐待に対しての質問に移らせていただきます。

近年、新聞紙上、テレビの報道などで、虐待のニュースが流れな

い日がないくらいに、全国で起きております。大変に、痛ましい結果になったことに、対応の遅れ、心の中まで達した十分なケアがあれば防げたのではないかと、心が痛みます。

今日、核家族化が進み、若い夫婦の間に乳児虐待が起きているように思います。2世代、つまり、おじいちゃん、おばあちゃんが近くにおり、育児に家族の助けが受けられる、または一緒に生活をしている夫婦には問題はないと思いますけれども、夫婦だけの生活、家族の助けが受けられない状況がある場合の妊婦、産後の心のケアも含めて、十分に対応がなされていなければならないと考えるところであります。

この乳児虐待につながる事例は、育児からくるストレスで起きると言われていますが、これだけで片づけられる簡単な問題ではないようであります。インターネットで、私が、エンジェルエイドというところをちょっと調べて、検索してみますと、大きく分けてですね、育児はストレスがたまるということで、子育てがうまくいかない、とにかくいらいらする、母親としての自覚が足りない、母性愛の神話の呪縛、これは子供を愛せない自分を認められないというストレス。

そして、母親としての重圧は、子供は母親の成績表と。それから3歳児神話、そしてアイデンティティーの欠落、理想の母親になれないという葛藤、そして子育てに非協力的な夫。

一人で子育てをする孤立感としてはですね、密室育児、核家族化、地域との関係が希薄になる、社会からの孤立感、国や自治体の具体的な援助が乏しい、といったことが言われております。

そして、これは特別な事例かもわかりませんが、虐待された者が自分の子供に虐待をするといったこともあるようですけれども、これはまだクエスチョンマークがついておりますので、わかりません。このように多岐にわたり、さまざまな要因があると言われております。

そこでですね、まず1つ目に、産後の1カ月から6カ月間の育児は、母親にとっては、身体的、体力的、そして精神的にも大変な時期だと思われることから、この間の母親に対して、十分なケアができてきているのか、まず、お聞かせをいただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。産後の産婦への支援ということで、行政、特

に保健師でございますけれども、その、こういった支援ができて
いるかというところですが、まず、出産後、お母さんに対して、御
家庭に帰られるお母さんに対して、保健師のほうが全戸、家庭訪問
をしております。

それは、できるだけ早くということで、3カ月から4カ月以内と
いうことで行っております。訪問の際に、母親とですね、育児相談、
そういった会話をする中で、母親の精神状態等をですね、チェッ
クをさせていただいております。その中で、保健師、職員のほうが
ですね、お母さんの精神状態、それから育児の状況、そういったもの
を不安定だというふうに感じられる場合は、家庭への訪問回数、そ
の後増やしたり、そういったところで対応をしております。

また養育力が、そこでですね、少し不足しているのではないかと
か、そういった、あるいは、もっと深刻にですね、乳児、子供さん
への虐待等へ発展する可能性があるようなケースにつきましては、
町で取り入れている事業、養育訪問の支援事業というものがあ
りますが、それを使いまして、訪問回数をですね、増やして、母親の
いろんな家庭援助というものを含めて支援をしていっております。

またですね、里帰り、それから出産、まあ里帰りの出産とかで
ね、転出、こういったする場合は、転出先の市町村へ、行政のほう
へ、こちらのほうから連絡を入れたり、それから逆の場合も、連絡
が入ったり、こちらに転入する、まあ里帰り、帰られる場合と、そ
ういうのもありますので、行政間の連絡も密に行っております。

またですね、出産をされた病院のほうから、これは、御家庭に帰
って、御家族の支援が受けられないというようなケース、見込ま
れるケースについては、個別にですね、病院のほうから情報提供を
いただいて、これも密にですね、家庭訪問等を行いながら支援を行
っているところでございます。以上です。

7 番（岡村統正君）

産後のケアについては、十分なサービスをしているということで
ございますけれども、昨年9月議会で、松浦議員からも質問がご
ざいました。産前、産後ヘルパー制度の質問がありましたが、その
後に取り入れられたサービスも、今、健康福祉課長のほうから、少
し触れられていたというふうに考えます。

ここにある資料ですが、これはですね、北海道の岩見沢市の産前、
産後ヘルパー制度についてというところからちょっと、インターネ

ットを通じて取ってみました。

この内容はですね項目に分けて、乳児の沐浴、それから育児、食事の世話、それから衣類の洗濯、住居等の清掃及び整頓、それから生活必需品の買い物、といった項目があります。その他、必要な育児及び家事といったことをございますけれども、詳しいことはここに書いておりますが、こんなときに使いますといったことは、つまり、貧血などで家事がきつい、妊娠中毒症などで安静にしていけない、出産間近で体がつらくて動けない、退院後で体が本調子ではない、育児中の睡眠不足で疲れが取れない、といったようなときに使えると。

この使える、要するにこの制度を利用しようとする方はですね、家族などの援助が受けられない方に限られるということで、当然、私も先ほど触れましたように、おじいちゃん、おばあちゃんがおる、あるいは町内に、そのおじいちゃん、おばあちゃんが近いところにおるという方であれば、この必要はないと思えますけれども、そうでない御夫婦の場合は、やはりこれが一番大事なことはないかというふうに考えます。

そしてこの利用の料金ですが、全て無料になってます。そしてこの時間帯としましてはですね、午前8時から午後6時のうちの1日1回と、時間にしたら2時間ということで、年、お子さん1人につき20回、利用ができるということは、ここにうたわれております。

また、こういったことからですね、やはり町内に、そういった御夫婦だけで育児をしておられるというような御夫婦の数といえますか、それはわかりますかね。いや、わからなかったら、今、ええです。そういうことで、少しでもそういった御夫婦の、要するに育児のところを助けてやるというようなことを、今後取り入れてはどうかというふうに考えますが、このような制度はですね、確か、堀見町長も、何かでちょっと、うとうとませんでしたかね。ヘルパー制度は。うたってませんでしたかね。ま、ええです。

子育て支援に、この制度っていうのは最適であると考えます。乳児虐待の防止と予防にとってはですね、よい制度であることが考えられますので、本町にも、ぜひ取り入れるべきと思えますし、そして、少子化対策にもつながるものがあるんじゃないかというふうに考えます。こういったことから、町長の御所見をお伺いしたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

町長（堀見和道君）

議員の御質問にお答えさせていただきます。産後ヘルパー制度のことに關しては、選挙期間中の文書で触れております。地域の皆さんの助け合いの中で、人のつながりを生かした産後ヘルパー制度についてということに關して、話をさせていただいたこともあります。

全て無償がいいかどうかは、今後、佐川町の中で、取り組みに關して検討していかなきゃいけないというふうに考えます。ボランティアのあり方にも、無償のボランティアと有償のボランティアというものがあります。

今、健康福祉課のほうで、町内のいくつかの団体、女性の集まり会等と話をさせていただいてます。こういう形で、地域の困っているお母さん方を助ける活動をしたんだよ、っていう話をいただいているグループもありまして、どのような形で進めて行けばいいかということ、今、いろいろな可能性を考えながら模索をしているところであります。

今後、各拠点、拠点、集落活動センターでの取り組みが広がっていく中で、地域福祉の一つの受け皿としても、集落活動センターが活動していただくということが大切ではないかなあというふうに思ってます。

全て行政が費用を負担してやるということが、いい場合もありますし、それが、結果として長く続かない、地域の活性化につながらないということも考えられますので、よくよく検討して、佐川町としての地域福祉のあり方について、考えていきたい、詰めていきたいと考えてます。以上です。

7番（岡村統正君）

やはり、町外から、この佐川町に転入してきた御夫婦が、こちらにそういった、要するに親族がいないといったような場合には、やはりこの事象が起きることはないかと思えますけれども、そういったところはやはり、心の隅々までですね、届くような、やはりそういったサービスが必要ではないかというふうに考えます。

今、町長が申しましたように、集落活動センターの中で、地域の、そういったことの、要するにお世話のできる方々がおれば、ということで、これも大事なことだというふうに考えております。

子育て支援、小学校から中学校までの、医療費無料ということも大事でありますけれども、こういったこともやはり、子供が一番最

初に生まれてこなければいけない、人口を増やさないかない、というところの根幹のところだと思いますので、ぜひですね、こういったことも前向きに考えていて取り入れていただきたい。有料、無料は、それはその行政によっては違うと思いますが、制度としては、私はもう、一番いい制度じゃないかというふうに考えておりますので、どうか、今後において、前向きに考えていただきたいと思ます。

それと、これに関連をいたしますけれども、この3月の7日の高知新聞にですね「児童虐待2万人超」これは全国ですけれども、昨年最多ということで報道されております。

この10年で20倍。これはまあ当然、警察庁まとめの見出しで載っております。高知県内で摘発されたものは5件だったと載っております。記事では、社会的な関心が、年々高まり、病院や学校だけではなく、近所の人などからも通報が増えていることが影響しているとのこと。

そこで、本町では、児童虐待の報告があるのか、あれば、こういった事例か、個人情報観点からも、言える範囲でお答えをいただきたいと思ます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。まず、健康福祉課が対応した件数といいますが、場合の報告なんですけれども、まず、健康福祉課のほうにですね、虐待があるとか、虐待の疑いがあるとか、という報告といいますが、通報があった場合については、全て、要保護児童対策協議会、これは教育委員会が所管しておりますけれども、そちらのほうに報告、連絡をしてですね、各関係機関、保育であるとか、そういった各関係機関と連絡を取っているような状況です。

平成25年度、年度の対応につきましては、健康福祉課が対応した件数としては3件把握をしております。いずれもですね、重大な事件に発展しそうとか、そういった案件ではございませんでした。個々のケースについては、健康福祉課のほうでは、ちょっと申し述べることはできませんので、お許してください。

7番（岡村統正君）

3件あったということで、それ、重要な事件には至らないことであつたということでございまして、それは何よりでございます。

これ、児童でありますから、教育委員会のほうにも答弁を求めま

すが、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。教育委員会も同じでございまして、児童虐待に関する報告は、本年度3件の通報がございました。通報を受けて、調査を行いましたところ、直ちに保護が必要となるような案件ではありませんでしたが、今後とも、重大な事案とならないように、地域での見守りを継続しているところでございます。以上でございます。

7番（岡村統正君）

本町では、そういった事例は3件あったということで、重大ではないことであったというふうに、大変安心をいたしました。

文教のまち佐川ということで、そういう事例があってはならないというふうに考えますことから、こういったことも今後においてですね、十分な目配りをしながら、こういったことの事象がないように、行政のほうも頑張っていたきたいというふうに思います。

以上で、今回、通告しました3点の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、7番、岡村統正君の一般質問を終わります。

ここで、10分、10時まで休憩します。

休憩　　午前9時51分

再開　　午前10時1分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。9番、松本正人君の発言を許します。

9番（松本正人君）

日本共産党の松本でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、本議会は、堀見町政ができて初めての新年度の当初予算を決める議会です。当初予算は、その政権の政治姿勢が最も反映されるものでありますから、そういう視点で、今回の当初予算の内容について検証させていただきたいと思っております。

また、地方自治体の運営は、国や県のあり方と関係なしには存在

し得ないことは言うまでもありません。国や県の当初予算も同じ年度において行われることから、その方針、考え方をよく理解し、その関係とどうつきあっていくのかは、町政を考える上でも重要なことであると考えます。

ここは、町議会であり、本町の政治を語る最高の場であります。それにふさわしい、でき得る限り高い視点に立って、大いに意見交換をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、安倍首相は、2月22日の衆議院予算委員会での集団的自衛権の行使容認に向けての答弁で「政府の最高責任者は私だ。政府の答弁に私が責任を持って、その上で、選挙で審判を受ける」と述べました。これは、質問者が集団的自衛権についての見解を内閣法制局に何度も問うたにもかかわらず、安倍首相が答弁に立ち、みずからの考え、つまりこれまでの政府の立場を否定する見解、解釈を繰り返し述べるという流れの中で述べたもので、大きな問題となっていることは御存じかと思えます。

この一連の発言は、集団的自衛権は許されないとの歴代政府の答弁、立場を踏みにじるものであります。また、憲法を、その時々的情勢に合わせて、内閣が自由に改憲できるということを示したものとして、まさに憲法の上に、内閣あるいは首相を置くという権力を縛るという立憲主義、近代国家の原則を否定するものとして、大きな波紋を広げております。

憲法は、国の最高法規であることは言うまでもありませんが、これは、何人もこの最高法規の上に立つことはできないということであって、その上に立てるのは、主権者である国民の総意のみであるわけであって、ゆえに、町民から選ばれた首長であっても、憲法はもとより、法令には逆らえないというのは同じで、当たり前のことであります。

そういう立場からも、また国民の一人としても、このような態度は厳しく批判されなければならないと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

先に申し述べておきますけれども、この立憲主義守れ、それから原発まで、一括して質問したいと思しますので、よろしく願います。

次に、政府は、4月から消費税増税を実施する構えでありますが、生活、経済の実態からいっても、増税できる環境ではありません。

先月 5 日に、厚生労働省が発表した「毎月統計調査」によれば、実質賃金は、6 カ月連続で低下、名目賃金が伸び悩む中で、物価上昇が加速し、実質賃金が前年比マイナス 1 % 半ばと急速に低下しています。

中でも、ニッセイ基礎研究所のレポートは、食料、電気代、ガソリンなど、生活必需品の物価上昇率が相対的に高く、賃金低下の実態は、統計以上となっていると指摘しています。

政府によれば、来年度の物価上昇率は、消費税込みで 3.2% です。その上、社会保険料の負担も増えるので、4、5 % 程度の賃上げがないと、可処分所得は低下します。高齢者の年金も減っています。

増税への懸念は、企業も同じで、1 月の衆議院調査局の「最近の企業動向等に関する実態調査」によれば、回答した 1 万社のうち、直面する経営課題として、1 位は消費税引き上げに伴う価格見直しや売り上げ減少の懸念 33.9% に続き、円安でエネルギー関連・原材料費の減退による売り上げの低迷と、それぞれ 30% 前後が続きます。

実質賃金が低迷しているもとの増税すれば、一層景気が落ち込み、結局、税収も減る。97 年の失政の繰り返しになることは明らかです。消費税は、町民の暮らし、町経済への極めて深刻な影響を与えていると思いますが、町長に見解をお聞きいたします。

政府の説明では、消費税増税による税収は、国と地方合わせて、5 兆円です。しかし、社会保障 4 経費は、現在の 32.9 兆円から、来年度 36.6 兆円に増えるだけです。しかも、その 3.7 兆円には、定率減税廃止の 2.8 兆円で既に国民が負担しているはずの年金、国庫負担の 2 分の 1 に置きかえ分 9.25 兆円を含めており、新たに社会保障の充実に戻るのには、わずか 5,000 億円、増税分の 1 割で、社会保障費の自然増分にも届かない額です。消費税増税分は、社会保障に使うという説明は、国民をごまかすものであったと言えます。

ですから、増税されたにもかかわらず、介護保険の軽度者の切り捨てや、前期高齢者、70 歳から 74 歳の医療費の窓口での支払い増など、サービス切り捨て、負担増メニューが目白押しとなるのです。

社会保障の面でも、町民の暮らしの不安が強まり、消費が低迷すると思うのですが、いかが思われますか。

次に、消費税に頼らない景気対策の方向性についてお聞きします。デフレ不況の原因は、非正規雇用の乱用と拡大、賃金低下の一方で、企業の内部留保がたまり続けていることです。ゆえに、日本共産党

は、賃上げ大企業には内部留保での対応で、また、雇用の7割を占める中小企業へは国が最低賃金引き上げの支援と減税のセットでの大胆な経済対策に乗り出すことが必須であることを国会でも一貫して提案してまいりました。

ここ5年で、一気に最低賃金を200円引き上げ、あわせて中小企業支援に8,800億円の減税費用を投じたアメリカでは、最賃を上げた州のほうが、雇用や中小企業の経営が改善したことから、当初、賃上げに反対していた経営者からも「賃金引き上げは、ビジネスにも地域社会にも利益になる」と声明を出しています。

業績がよくなったら上げるではなく、最賃引き上げが業績を伸ばすと言っている点が重要です。フランスでも最低賃金引き上げに3年間で2兆2,800億円を投じています。日本の支援策は、3年間で111億円しかなく、抜本的な政策転換が急務です。

我が党の質問に対し、麻生副総理は「大変参考になった。たまった内部留保が、賃金や配当、設備投資に回らず、じーっとしている状態は異常だ」安倍首相も「重要な御指摘があった。我々も研究しなければならぬ」と答弁しています。

中小零細企業への支援とセットで、最低賃金を引き上げることは、佐川町の地域経済を活性化し、若者定住、少子化対策にとって、極めて重要な施策になると思います。

町として、中小零細企業への支援をセットで最低賃金を引き上げることを、国に対して積極的に提言する必要があると思いますが、町長の見解をお聞きいたします。

次に、原発再稼働について、お尋ねします。

先月2日に、共同通信と徳島新聞、愛媛新聞、高知新聞による合同世論調査の結果が報道されました。伊方原発の再稼働について、「反対」「どちらかといえば反対」は60.7%で、「賛成」「どちらかといえば賛成」の36.3%を大きく上回りました。原発の安全性について86.9%が、「不安」や「やや不安」と回答しています。再稼働反対の声をどう受け止めるのか、町長にお聞きしたいと思います。

また、再稼働への自治体の同意について、原発から30キロ圏の市や町を加えた上で、「山口県や四国4県の同意も取るべきだ」48.6%、「30キロ以内にある愛媛県6市町や山口県上関町の同意も取るべきだ」30%となっており、これまで同様、「愛媛県と伊方町だけでよい」は13.9%しかありませんでした。

事故が起これば、広範囲にわたるわけですから、当然の声です。もともと、立地自治体だけの同意というのは、格納容器は壊れず、原発事故の影響は、原発敷地内にとどまるという虚構の前提に立ったものです。

原発立地の愛媛県と伊方町だけの同意でよいという枠組みは、実態に合っておらず、見直しを提案されるべきと考えますが、町長の見解をお聞きします。

町長（堀見和道君）

松本正人議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、立憲主義、安倍首相の発言等につきましてですが、立憲主義は、国を治める基本であり、憲法改正並びに憲法解釈につきましては、性急に結論を出すことなく、慎重な議論を今後重ねていただきたいと、このように考えております。

また、消費税増税に関する、さまざまな地方への影響、社会保障制度について、ですが、増大し続ける医療費を初めとする介護費など、社会保障経費に充当するために消費税を増税することは、やむを得ないというふうに考えます。

消費税増税により、地方経済に影響が出ることも考えられるとは思いますが、国が決定した制度の中で、今後佐川町として、どのように地域経済を活性化させていくのか、町としての自力を鍛えていくのか、また、町の資源をいかに活用して地域経済を元気にしていくのか、このことが大切であると考えております。そのための取り組みを、町を挙げて行っていきたい、このように考えております。

また、景気対策に関しましては、これが正解だと言い切れる対策は、なかなか思い当たらない、このように考えます。私自身も、景気対策に関して、十分な知見を持ち合わせておりませんので、中小企業への支援を減税と最低賃金引き上げのセットにして、という提言を国に対してしていくことに関しては、現時点では考えておりません。

あと原発再稼働に対して反対の声が多いということについてどう思うかということでありましたけども、3年前の東日本大震災の結果、福島原発の事故を考えますと、反対の声が多いということに関しては、国民の考えであると、そのように受け止めております。

また、再稼働につきまして、原子力規制委員会が新しい基準に基づき、安全性を厳しく審査した結果、再稼働が、もし認められた場

合につきましては、その審査結果と地元自治体の判断を尊重したいと、そのように考えております。

国が、これまで進めてきたエネルギー政策を、急に転換することは難しいと思います。今後の長期的なエネルギー戦略の中では、バイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーのほか、新しいエネルギーの開発などに努め、積極的に国としてのエネルギー戦略を検討していく必要があると、そのように考えております。以上です。

9 番（松本正人君）

この後、町政の財政課題の問題も多く時間を取るつもりですから、この問題に多くの時間を割くつもりはございません。しかしながら、先ほどの答弁では、まず、立憲主義については、そのとおりだと、しかし、性急な改変はいかがなものかと、こういうような答弁であったと思いますけれども、ここで言っているのは、要するに、安倍首相は、先ほども言いましたように、政府の、いわゆる最高責任者は私だ。政府の答弁に私が責任を持って、その上で選挙で審判を受ける、こういう述べたのはですね、いわゆるこの流れは、集団的自衛権の行使容認の話で、そして内閣法制局に、これまでの政府の考え方、こういったものを問うたにもかかわらず、それと違う答弁を首相が繰り返し述べると。その中で、私が、最高責任者だから、要するに、私が決める、というような内容のものだったわけです。ですから、大問題になっていると、こういうことなわけでございます。

これに対しましては、例えば、村上誠一郎元行革担当相は「閣議決定で憲法解釈を変更できるのなら、一晩で変えられることになる」これは、自民党総務会での発言です。それから河野洋平元衆議院議長、「これまで積み重ねてきた議論を、私的諮問機関の結論で簡単に乗り越えるのはいかがなものか」また、古賀自民党元幹事長、「立憲国として、とても考えられない。普通だったら、予算委員会がとまるほどの大騒動だ」と。そして野中弘務自民党元幹事長、「憲法上から今の内閣の歩んでいる道は、非常に誤りつつある」また、公明党の国対委員長は、「国民の声を聞くという一番大切な部分が欠落しており、到底賛成できない。たった 19 人の閣僚だけで決定してしまうのは、いかにも乱暴にすぎる」坂田元内閣法制局長官は、「政府が勝手に解釈し、運用していけばよいとなり、法治主義の大原則に反する」また、小林節慶応大学の教授です。この方は、改憲論者ですけれども、「そもそも、首相の権限の範囲を超えており、法の支配で立

憲主義を無視する暴挙だ」とこういうふうに述べております。

これまでの歴代の自民党の責任者、大きな立場を持っていた方々からも、また改憲論者からも、このような声が上がっているということで、まさに、憲法を、いわゆる憲法というのは、国民に与えられた権利であって、それをつかさどる行政というのは、それを守っていくのが仕事であって、その上に立つものではないということは、立憲主義の基本であるわけです。

ですから、町長とて、それは同じ立場じゃなければならない、誰でもそうだと思いますけれども。そういうことを言ってるわけで、そのことについて、私は、お尋ねしたわけです。ですから、そのことを十分に腹に置いていただきたいというふうに思います。

次に、消費税ですけれども、消費税増税は、今後の社会保障、ずっと時の政府は持続的社会保障制度というふうに言っておりますけれども、それを守っていくためには、仕方のないことだという答弁であったと思います。

しかし、ここでも言っていますように、消費税増税は、社会保障を担保すると言うには、一番だめな税金であると。なぜかと言えば、所得の低い人ほど負担の重い、そういった税制であって、いわゆる応能負担主義の原則から言うと、非常に逆進性の高いものであるということが、1つ。そして現実的にも、先ほども言いましたように、この消費税が増えることによって社会保障が今度、担保されるかとかそういうことではないと。今度の消費税増税によって年金の国庫負担分の2分の1を賄うと、こういうふうになってるわけです。これが2.15兆円、約3兆円と申し述べました。

これは何かといいますと、定率減税の廃止、これを2.8兆円やっているわけです。1997年でしたかね、まででしたっけ。で、このときに、この定率減税の廃止の分は、この年金の分に回すと、こういうふうに言っていたわけです。しかし、今それを消費税で置きかえると、こう言ってるわけですから、全くおかしな話だと言わざるを得んということを言ってるわけでございます。

ですから、定率減税の問題も含めて、国民はずっとこの間、負担を押しつけられてきていると。その上に、この消費税で新たな負担を押しつけられ、しかも、先ほども言いましたように、医療費の窓口の支払いの増加であるとか、先のこれまでの町議の質問にもありましたように、介護保険の問題とかいろいろありましたけれども、そう

いった問題で改悪が心配されているという状況で、全くこれから起こることは、私たちの、庶民の負担がますます増加すると、こういうことになりはしないかと。

そういった中では、その経済の 60%を占めている消費が、ますます冷え込んで、そして経済全体が冷え込んでいく、これは 1997 年に橋本、当時内閣が 3%から 5%に引き上げる、そして医療改悪を同時にやる、9兆円の増税を、実質負担増をやったと。このことによって、せっかく景気が上向いていたのが、一気に下がって、今の、現状を迎えてると、このことを繰り返すのではないかということを行っているわけです。そこら辺をもう一度よく学習していただいて、今後に臨んでいただきたいと、こういうふうに思います。

原発の問題ですけれども、原子力規制委員会等々言われましたけれども、この原発というのは、もう、人類と一緒に共存をしていくことはできないということは、もう明らかではないでしょうか。そういった声が、国民の間でどんどんと広がっているというのが現状だと思います。

きょう、3.11 からちょうど丸 3 年になる日でございますけれども、これによって、きょうも、そして先の数日間も、テレビ等で、この被災の問題また原発の問題が繰り返しニュース報道をされておりますけれども、いまだに福島原発の被害によって 14 万人の方が避難をされていると。全く解決できていない、そしてその補償もままならない、こういう状態が続いているわけです。何の解決も、策も示されていないというのが現状だと思います。

いまだに、そして放射能汚染された地下水が、どんどんとたまっていると。そしてそれを、どう対処していくのかということも、何の解決方策も見つかっていない。こういう状況の中で、果たして原発と一緒にやっていけるのかということ、もうほとんど結論が出てるんじゃないかというふうに思います。

しかも、きのう、ちょうど、きのうの夜ですけど、高知市で吉井秀和さんという、日本共産党の、元国会議員で、長く国会議員をされた方ですけれども、京都大学で原子力工学の研究をされていた方です。この方が、国会におきましても、2006 年、2006 年、7 年でしたか、もう原発事故が起きる 5 年も前に、この津波の問題また地震が起きたときに、このいわゆる電源が喪失された場合に、どう対処するのかというような質問をしています。そのときに答弁に立ったのが、

現在の安倍首相なんですけれども。

そのときも、そんな心配はないと。安全に関しては万全の対策をしていってるんだ、とこういうような答弁をされていたわけなんですけれども。全くそうではなかったということが明らかになってます。送電線は、御存じだと思いますけれども、津波で倒れたわけではありません。津波がきてないところですから。地震でばっさり倒れてる。その写真もごらんになったことあるんじゃないかと思いますけれども。

そして、それをバックアップする、ディーゼルで起こすバックアップ電源も、津波からばっさりかかるところに置いてあったと。だから、2つとも役に立たずに、またそういった事故が起きて海水をかけるということがされてるわけなんですけれども、これも、海水をかけるということは、もう廃炉ということが、もう即決定ですから。それについても、東電は、判断を渋って、そのときに本当いうたら、そのときの菅首相は、このとき法律では、首相権限でそのことを命令できたわけなんですけれども、しなかった。

こういったような問題もありますけれども、二重、三重にですね、誤りがされてきたというのが現状なわけなんですけれども、誰もこのことについて反省もしない。そして、東電は、国営企業ではありませんので、当然、この被災についてはですね、責任を負わなければならないけれども、十分な責任を負う立場に立っていない。

本当言うたら、もう、いわゆる再生法にかけて、そして財産も全部引き払ってですね、そして全て被災者のための補償に向かっているかなければならないと。そういうような状況ですけれども、それをさせない。国会が新たな法律をつくって、それをさせない仕組みをつくった。なぜか。それは、ほかの電力会社に大きな影響を、詳しく言いませんけれども、与えるからだと言われております。

いまだに、それ、原発の問題にしても、二重、三重、四重と誤りを繰り返し続けているというのが現状であると思います。そして再稼働の問題も、単なる今、再稼働しなくても、原発がなくても、現在、電気が使われてますし、原発がなくても電気社会は回っていくということは、もう実証されております。

にもかかわらず、再稼働にこだわる。これは安倍首相が、この間ずっとアジア諸国を回って、原発を売るというセールスマンをやっておりますけれども、これを、原発をよその国につくるということにな

れば、当然それに技術者が要ると。技術者には、実施研修もしてもらわないかん、そのために、どっかで原発が動いてもらわないと困るといふことも、その根底にあるといふことを、きのうの吉井秀和さんは言っておりました。

こういうような状況で、原発行政が続くと。進められていくと。いうことは、私は、本当に見直されなければならないといふふうに思うわけです。自然エネルギーを、佐川町でも独自にやっついこうと、そういうことは大いに結構なことだと思います。それは、これからの政策の中でも十分に目指していただきたいと思います。

高知県では梶原町とか、いわゆるモデルになるようなところがありますので、十分に私たち自身も学びながら進めていかなければならないといふふうに考えてますけれども、国としても原発に注いだようなエネルギーを、自然エネルギー、再生可能エネルギーに注げば、これは十分に、いわゆるそういった化石燃料であるとか、原発とかそういったものに頼らずにもですね、電力を供給できる。そういったシステムを構築していく、そういった可能性は十分にあると、これは政府、経産省自身がそういったことを言ってるわけですから、これは国の問題ですから、国に直してもらわないかんですけれども、同時にそのことも訴えながらですね、私たちもそういった梶原町なんかで学んで独自の政策も考えていくといふことが必要ではないかといふふうに思ってるわけです。

お答えがあれば、どうぞ、よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えします。松本議員おっしゃられるように、佐川町として、今後の、その地域の資源を活用したエネルギーへの取り組み、熱源への取り組み、そういうことに関しては、町として前向きに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

9 番（松本正人君）

特に大きな反論はないといふふうに捉えましたけれども、国に対する考え方とか、消費税に対する経済の考え方とか、こういったことにつきましては、今後ともまた議論を重ねる中で、お互いに高め合っていきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、地方財政の問題について、お伺いをしたいと思います。

昨年 11 月 22 日に、平成 26 年度予算編成方針について、とい

うことで総務課長から文書が各課に出されております。

これによりますと、国の動向と地方財政計画、1番としまして。国の平成26年度予算編成においては、地方の一般財源総額について、実質的に平成25年度の水準を下回らないよう確保するとはしているものの、震災復興及び防災、減災にかかる現在の問題や消費税率引き上げについての影響など、地方財政に大きな影響を与える政策については、現時点では不透明な状況にあります、と。

こういうふうにした上で佐川町の財政状況について、近年の国の経済対策交付金によりある程度の財源が確保され、基金残高は増えましたが、依然として経常収支比率は90%近く硬直した財政状態であることに変わりありません。また、財源不足団体の収入の大半を占める地方交付税総額について、平成26年度は、地方全体で25年度の額から1.8%の減と見込まれていますので、佐川町においては、約5,000万円程度の減額が予想されます。また、実質公債費率については、改善の方向にありますが、高知県下ではまだまだ高く、今後有利な起債以外は抑制が必要です。と、こういうふうに総論を述べた上で、それぞれの具体方針、各論に移ってるわけです。

そこで、こちらの所見ですけれども。国においては、2013年度補正予算5兆4,744億円、96兆円近い2014年度当初予算と合わせて、100兆円の大型予算が組まれております。総務省自治財政局による平成26年度地方財政対策の概要によりますと、一般財源総額は60兆4,000億円、プラス6兆円。それで地方税が35兆円、プラス1兆円。それから地方譲与税、地方特別交付金2.9兆円、プラス4,000億、地方交付税16.9兆円、これがマイナス2,000億。臨時財政対策債5.6兆円、マイナス6,000億円。で、一般財源の総額として、6,000億円の増加となっている。交付税、臨財債で、8,000億円の減額となっていますけれども、地方税1兆円、地方消費税交付金を主とした地方譲与税が4,000億円で、1.4兆円が増額となっています。その75%が基準財政収入額に算入されて、交付税と相殺される関係にあるので、交付税の削減はその結果であって、したがって、一般的には、国等から町に手当される財源は、減るというより、むしろ消費税増税分を中心に増えると考えerべきだと思っております。

それですけれども、2%程度の減額が今回、想定されております。そして、一般財源全体では、1億4,000万円の減としてますけれども、予算書を見てもみますと、主な要因は財政調整基金の繰り入れを

1億3,000万円ほど減額しているというのが、大半の要因になっているわけです。

特別交付税が5,000万円の増という中身は、一体何なのか、歳入の根拠がよくわからないんですが、そのことについて説明を願います。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。先ほど、国の示しました地方財政計画のことを申されましたが、基本的に、地方財政計画というのは、マクロの視点で捉えた観点で、日本全体の地方のですね、歳入と歳出を試算したものということに考えておりますが、それが直接、なかなか佐川町には当てはまらない部分もあるということは考えられるかと思えます。

先ほどですね、地方譲与税が0.4兆円で1.4兆円が増額となっているということで、それからその75%が基準財政収入額に算入される。地方譲与税についてはですね、75%じゃなくて、いわゆる町の標準税収の75%が算入されるということにはなるんですが、ただ、いずれにしてもですね、今回、特別交付税を1億5,000万という形で予算化しましたのは、一つはですね、試算がありまして、試算でいきますと、例えば、病院とか地籍調査、これは国調の関係ですけど、それからあと地方バスとか、地域おこし協力隊等につきましてですね、大体1億5,000万ぐらいが見込まれると。

これは、県のほうが試算をいただきまして示していただいた数字なんですけど、で、それプラスですね、今回、平成26年度は、地域おこし協力隊が7名になってますんで、プラス5名の分、単純に言えば2,000万ぐらいですか。それとあと、総務省のほうから招へいますね分が、特交で500万ぐらい増になりますんで、最低見積もってもですね、1億5,000万は固いだろうということがあります。それプラスですね、先般の議案説明会でもお話しを申し上げましたが、従来、決算ベースで言うと、大体、特別交付税は2億前後で、ここ数年はですね、決算ベースでは推移してるということもあります。ありまして、従来は、大体、予算段階では、1億ぐらいでとどめておったんですが、もしもということがありますんで、1億程度で予算組みについてはとどめていたんですが、大丈夫だろうと。先ほどの、県の試算の1億5,000万と、それからここ近年の決算ベースから考えて、1億5,000万の予算組みしても大丈夫だろうということで、

こういう計上をいたした次第です。以上です。

9 番（松本正人君）

そしたらちょっと角度を変えるとというか、確認をしたいと思えますけれども。先ほど言いました 75%というのは、お聞きしている方は、そんなにわかるような話じゃないと思えますけれども。

いわゆる交付税、地方交付税というのは、いわゆる基準財政需要額、国が定める1自治体が、その自治体を維持するために必要なお金、と言うたらいいでしょうかね。その基準財政需要額を基準財政収入額との差額でですね、交付税を決めると、こういうのが基本になっております。

しかし、そのときにですね、いわゆる地方税収ですね、地方税収に75%を掛けると、こういうふうになってるわけですがけれども、佐川町で、この地方税収というのは、いくらというふうに見積もっておりますか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。平成26年度は、10億5,514万4,000円ということで見積もっております。

9 番（松本正人君）

10億ですね。大体10億ぐらいで、ずーっと推移してきたということ、私も思っておりますけれども。10億ですから計算しやすい。75%ですから、その分について、それを掛けたものについて地方交付税がやってくるということで、あとの25%の分はですね、いわゆる自由に使えるお金と、こういうふうなわけですから、単純計算したら2億5,000万が、自由に使えるお金と、こういうふうに理解してよろしいですか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。その、いわゆる基準財政収入額にしても基準財政需要額にしても、いわゆる理論値ですんで、きちっとした実際の入ってくるお金、もしくは実際に需要するお金ということではなくて、あくまでも計算上の理論値ですんで、単純にこの10億掛けてですね、25%が2億5,000万ですか、これが自由に使えるという単純な理論にはならんかと思えますけど、ただ、基本的な考え方としては、そうだということだと思えます。

9 番（松本正人君）

えらい回りもった言い方をされましたけどもよね、要するに、そ

うなるとは限らないと、いろいろお手盛りがありますので、そういうことを言いたいんだらうと思いますけれど、私が言ってるのは、だから単純にですよ、単純に、地方税収 10 億ですから、その 25% の 2 億 5,000 万が自由に使えるお金というふうに考えていいんですかということをお尋ねしたわけですから。そういうことですね。

総務課長（岡林護君）

ま、そういうことになります。はい。

9 番（松本正人君）

そこでですね、先ほど 1 億 5,000 万という話が出てきましたよね。この 1 億 5,000 万というのは、要するに、その 2 億 5,000 万のうちの、いわゆるですよ、理論上の話してるんですけど、2 億 5,000 万のうちの 1 億 5,000 万ということをお願いわけですか。

総務課長（岡林護君）

私が申しあげました 1 億 5,000 万というのは、特別交付税としての 1 億 5,000 万と申しあげましたんで、ちょっとそれとはまた理解が違うかと思えます。

9 番（松本正人君）

そうです。わかりました。それでですね、そしたらですよ、ここ近年といいますか、いわゆる財政調整基金、これの繰り入れを、去年度、25 年度は約 3 億円ということであったと思えますけれども。それを今回は 1 億 5,000 万にしたと。減らしてますよね。1 億 3,000 万か。というふうにして、やられております。これまで、3 億円ぐらい基金を崩すという予算を当初に組んでおいて、そして決算、結果を見てみればですね、結局は税収が、それを余りあって賄って、そして大体平均で 2 億円ぐらい財調を積み上げてきたと。一時期ですね、5 億円ぐらいだったと思うんです、財調。私が議員になってから、一番印象に残っているのは、それぐらいだったと思えますけれども。それが今、20 億を超えるという状況になっているわけですが、ずーっとそういう形でですね、貯金を取り崩すと言いながら、貯金を積み増してきたというのが、結果的にですよ、そういうのが今までの町財政のやり方やったというふうに思うわけですから。

今回は、その貯金取り崩しを、大分減らしちゅう。こういうわけですから、これはどういう理由ですか。

総務課長（岡林護君）

あくまでも、別に貯金を取り崩す、取り崩さんを目的として予算組みはしてませんので、あくまでも予算組みの段階では、その年のですね、地方交付税とか、それから地方交付税の見込額ですね、収入見込額とか町税収の見込額とか、それから地方債の見込額とか、そういうものを計算しまして、それから各課からですね、各課から予算要求書を提出させます。で、来年度どういうことをやりたいかという予算要求を提出させます。

当然、ほとんどの場合がそのときの、こちらが見込んでいた一般財源、歳入の一般財源より多くの額が要求として上がってきます。それに対して、予算の査定を行って、査定を行いますから、カットすることが多いかと思えますけど、中には復活した予算もあるかと思えますけど、そういう形で精査をいたします。

それでも、なおかつですね、足らんはなといたしますか、その分を財政調整基金から繰り入れるということでありまして、別に、貯金をもくろんでいるとか、もしくは減らそうとか、いうことは全く想定していなくて、結果論としてですね、決算の段階では、当然予算を組むときは、きっちり1万円、ゼロ円までですね、いう形では、なかなか危なくて組めませんし、それから入札減なんかもありますし、それから見積もり減、備品購入したときも見積もりの減もありますし、それから実際、当初予定した事業ができなくて予算を執行できなかった場合もあります。

そうした積み上げがですね、佐川町だけでも事業を数える場合、数えたことはありませんけど、恐らく何百の仕事になるかと思いますが、それらの積み上がって行って、やはり、どうしても余剰金が出てくる。その余剰金の半分とかですね、いう形で、基金に積み立てていくという、それは結果として、そうなってるということでありませう。

副町長（村田豊昭君）

総務課長がお答えしましたけれども、松本議員さんの予算に対する考え方を、若干私のほうからも触れさせていただきたいと存じます。

総務課長も御説明しましたように、いわゆる計上一般財源の収入に対しまして、各課から要求が積み上がってきたものに対しまして、計上一般財源分が、ほとんど人件費等々も規定の法定の部分とか、そういったものについては、ほとんどの場合、財政当局が査定いた

しまして、大体やられてると思います。

今回の場合も、私はまあ後から就任しましたので、お聞きした後に総論をお聞きしたんですが、計上の経費については、財政当局が査定で済ましておりました。それで、あと個々の事業については、これは政策部分が入りますので、町長が当然入ってくるわけで、新規事業等々については、町長もそういう各課の選択の新基準については、町長のほうが、そういう査定をいたしておると思います。

全体の総論で、まず申し上げますと、町長が行政報告でも申し上げましたように、去年、大きな事業があったから、ことし新規施策をやっても、全体で7.7%減、総額では減額になっております。それを、計上一般財源、いわゆる税とか交付税とか、譲与税とか、いわゆる県補助金、国補助金、起債とかいう依存財源をのけたベースの計上一般財源の充当方向で見ますと、それは3.3%、1億4,000万程度に、規模だけ比べても、計上一般財源のベースで見ますと、そうなります。

それから繰越事業、筒で広域へポンといくがもありますけれども、6億のうち3億ぐらいは繰り越して、事業課がやる。それも規模。それを足してみますと、もう去年のがへ、限りなく近くなっていくと。それからもう一つの考え方で、いわゆる標準財政規模という考え方、先ほど出ておりました交付税のあの部分、特交の部分、それは譲与税等々入ったがで、もちろん交付税自体が人口10万人をモデルにして、これこれこれこれという理論数値ですけども、それへ足したものが標準財政規模、これが佐川町におきましては、41億程度です。ちょうどうちの予算の一般財源充当額が41億程度。

まず、無理のない、大体予算が41、標準財政規模41億の団体というのは、1.5倍の60億前後、これはプラスマイナス前後5億ぐらいですね。を、新たな事業とか建設事業の大型事業があるときには65億になるときもありますし、ならないときは、ちょっと計上が事業が少ない年は55億、その程度なら、そんなに無理のない施策だと思っております。これは私の私見も含まれておりますけど。

それから首長が言うておりましたように、来年からは総合計画を見直すと、首長は言うておまして、チラッと、この間の中で触れておりました来年からの検討項目として、集落活動センターの整備、学校の非構造部分の耐震化など、年々進めていくと。

それから、文化センター、遊学館、青山文庫、図書館等とも検討

していかないかと。そんながを踏まえて、いろんな部分で首長は、政策的に、まずやりたい自伐林業とか、いろいろな分は入れましたが、後の部分については、もうちょっと、総合計画等、ゆっくり検討しながら、それからいろいろな協議会とか、議会の皆さん方にも説明して納得した上で進めていきたいと、そういう考えまして、無理につっこまないというがで、普通、新しい首長さんいうたら、これもやりました、これもやりました、積みたいがもあろうと思いますが、首長は、「ちょっとじっくり、副町長、じっくり、ちょっと検討してからやりましょう」と、そういうことを申されましたので、私も、「あ、そうですか」ということで納得して、余り新規事業はそんなに無理して入れないという考え方を取っております。

そういったことも含めまして、案を、減額、表だけの総額では減額を呈しておりますけれども、そんなに無理な予算、減額したから小規模に押さえたとか、そういう考え方は持っておりません。

新たな事業を入れたけれども、去年も、たまたま大型事業があったのでこういう形になっていると、そのように考えてます。以上です。

9 番（松本正人君）

私は、なぜですかということを知りましたけれども、ことしが特別押さえられた予算組みであると、こういうような表現をしてなかったと思います。大体、例年と同じような組み方やなあと、基本的には、そういうのが私の認識です。

そこで、先ほど、約 65 億から 60 億に減って、5 億円減ったと。単純に。こういうことですがけれども、繰越明許等ですね、前年度、今年度から来年度に繰り越される、そういった事業もあるので、そういうことを含めると、例年の 65 億近い、前後というか、の実際は内容ですよ、とこういうことをおっしゃられたんだろうと思います。

それはいいんですが、先ほど標準財政規模の話しましたけども、決算、こちらは 2011 年度の決算ベースで言いますと、42 億円と。このベースでいきますと、財政力指数でいうと 0.3 で、県下 10 番目。町村では、いの町に次いで 2 番目と。それから地方債の残高比率は、2 番目に低い 126.3%。これ県平均でいうと、210.6%ですから。それで実質公債費比率が 14.9%で、先ほども言うたように、非常に低いと。低いというのは順位が低いと。ということで、まだまだ安心できないんだと、こういうふうに言われましたけれども、実質はです

ね、だから借金とそれから、いわゆる言いやすいいうたら、貯金の比率でいいますとですよ、貯金のほうが多いというのが佐川町の現状だと思います。

こういうふうに、いわゆる地方債残高比率では非常にええ成績なのに、なぜ、実質公債費比率がこんなに悪い成績なのかと。これは、短期の借金が多いということをはなしているのではないかと思うんですが、その点についてはどういうふうにお考えですか。

副町長（村田豊昭君）

私の感じですから、当たってなかったら総務課長にフォローしていただきますが、いわゆる起債につきましては、年々借っております。というのは、辺地とか財対債とか有利な起債、いわゆる交付税算入分がある起債については毎年借りておりますし、過去からの積み上げの流れの中で、公債費の残高はありますので、そこらあたりの含めて、借金があるのという表現の松本さんの答えになるかどうかわかりませんが、ちょっと総務課長にフォローもしていただきます。

総務課長（岡林護君）

お尋ねの、いわゆる実質公債費比率は低い。下位にあって、それから地方債残高比率というお言葉を申されましたけど、いわゆるこれ、標準財政規模分の起債残高のことだと思いますけど、それは、どっちかという高位にあるという、その原因は、短期の借金が多いのではないかという御質問だと思いますけど、ちょっとそれはわかりません。短期の借金が多いということも、必ずしもないと思うし、それが原因かどうかはわかりません。

9番（松本正人君）

私も、ではないかなと、この数字は、ちょっと矛盾してるので、ある意味。ではないかと思ってるので、この点については総務課長もわからんと言うがですから、後々じっくりと調べたいと。一緒に。思いますので、よろしくお願いします。

要するに、何が言いたいかといいますと、佐川町の財政はですね、そんなに硬直した状況ではないんじゃないかと、私は思っております。しかも、財調は、毎年積み上げられているという状況ですから、何が言いたいかという、ことしの予算が云々というよりも、そういった、財政をきちっと見ていく中でですね、これから予算を組んでいくのに、いろいろと、こう考える余地があるのではないかと

うことを言いたいわけです。

そこで、佐川町の現状ですけれども、さっきの坂本議員とか、それから中村議員とか、からの質問の中にもありましたけれども、例えば、高校進学に対する援助と、また大学進学に対する援助、それから就学援助、これまでの。それから先ほども出てきました非構造部材の耐震化とか、こういったものについてはですね、佐川町は非常に遅れているというふうに認識しております。

こういった問題についてもですね、解決していく、そういったことが望まれているわけです。それから、細かいことですが、高齢者の肺炎球菌は、制度がない。それから、これはまあ経済ベースの話ですけれども、人口は県下で 14 位ですけれども、生産年齢人口比率でいうと 12 位。結構いいわけですね。けれども、出生率については 19 位と低い。また、事業所数については 32 位。それから製品出荷額は 23 位。製造事業所数が 25 位。公営住宅数が 22 位。水道普及率は 27 位。市町村道の改良率 32 位。舗装率 24 位。犯罪発生率 3 位。火災発生率 11 位。汚水処理が 43.74% で県下平均は 70% ということで、非常に低くて 25 位と、こういう状況になっています。

これは、下水道をやろうとしたけれども、身の丈に合わずにやめて、という問題がありますけれども。それにかわる対策というのは、できるし、してこななければならないということは、ずっと言ってきたんですけれども、実際してないというのがあらわれていると思います。

こういうふうに、佐川町は、非常に、まだまだ課題が多いというふうに言えるわけですから、まあ言うたら貯金をためることを考えるよりは別にそれを逼迫して身動きできんような財政にせえと、こういうことではありません。しっかりとですね計画を組んで、もっと町民のためになる行政をやっていく、そういった財政的下地というのはあるんじゃないかというふうに思うわけです。

町長は、人こそ宝だと。町職員を先頭にですね、この宝を生かしていきたいと、こういうことを述べられました。この間の議論の中にもありましたけれども、佐川町の職員というのは、県下でも非常に少ない人数でやっております。物件費がその人件費よりも高いという状態です。

このとき、物件費で言うたら、普通で言うたら何か中古物件とか

ていう、そんなものに考えがちですけれども、ここで言う物件費というのは、いわゆる臨時職員を雇うお金、それから外注をするお金、こういったことを物件費というわけですが、そういったもののほうが高いということですから、いかに、そういったものに頼ってきていたかということが言えるわけで、やはりこれもきちっと見直してですね、本当に人を大切にする、と。職員を先頭に頑張る、と。職員が働きやすい環境をつくる、と、こういうことであるならばですね、見直す余地がたくさんあるというふうに私は思うわけです。

ぜひ、そういう方向で、予算にも、私はそんなになんぼでも厳しいという状況ではないというふうに思いますので、ぜひとも工夫していただきたいと。こういうことを申し述べたいわけです。

思惑、時間がなかなかないなってきましたけれども、町長、どうお考えですか。

町長（堀見和道君）

お答えします。役場の組織、人員のことにつきましては、今じっくりと時間をかけて、適正な規模、人数、それを考えてる段階であります。

なかなか、組織づくりというのは、急な方向転換が難しいものでございまして、しっかりと仕事内容、人員、見きわめながら、中、長期でにらんで、対策を講じていきたいと考えております。以上です。

副町長（村田豊昭君）

私のほうは、財政を預かる立場から申しますと、感覚的に言いますと、財政がいいとは思っておりません。悪いとも思っておりません。中間ぐらいで、高知県の中では中間ぐらいの感覚であります。最も内容がいいのは、梶原町に見られるような感じやと思います。それから、やるべきかやらざるべきかの議論がありました。それは、首長が議会の議員さんの皆様と御意見を問うて政策論ですので、首長が今答弁しましたように、新たな部分を取り入れるという面につきましては、首長が、これからじっくり考えながら、後年に向かって選択されていくべきだと思います。

それから、一つの大きな流れとしては、マクロ論ですが、少子高齢化の問題がございます。少子高齢化が進んでいけば、当然に、人口は減ります。人口が減ったら、生産年齢人口が減ります。減ってくるとGDPのがも落ちるという可能性が、特段、消費税アップとか、

ものすごい施策がない限りそうなってきます。そしたら、国税3税の交付税は減ります。税収も減ります。そうなってくると、行政の守備範囲は限られます。限られてくると、小さな、スモールガバメント、いわゆる小さな役場にするのかという議論が出てきます。そしてそれを救うために、今首長が提案されているのは、自助、公助は限られてくるので、協働、そのあたりへ切り口を変えていこうというのが、首長と話をさせていただいた私の今までの感覚。

そしたら、安定的にゴーイングコンサーン、いわゆる継続企業でするので、役場は。永遠に、未来永劫、子々孫々続けていくという立場からみると、一応安定的で無理のしない財政規模で、先ほど申しましたように、標準財政規模が40数億なら、65億それプラスマイナスそれは年によってあると思いますが、そういう路線を、家計簿を預かる課の考え方としては、そういう考え方をとります。基本的にはとります。けど、やらないかん大型事業をやるのは、公選法で選ばれた首長の政策論でございますので、そこらあたり議員さんと議論をしながら、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

9番（松本正人君）

時間も少なうなってきたので、言わないかんことを先、言うちよかないかんですけれども。今回ですね、新しい施策として、公約にもありましたように、医療費の中学校卒業までの無料化ということになりました。これは、もちろん積極面で非常にええことだというふうに思います。これもずっと議会で、私も訴えてきたことですので、やっと実現してよかったなあというふうに思っております。

しかし、やっぱりやっとなんですよ。県下では、もう遅きに失したと、こういうことですから、もう、うちでは中学校まで医療費が無料化だと言うて、県内外にですね自慢するような施策では、もう既になくなってると、こういう状況ですけれども。

その中でですね、一方では、給食費の引き上げ、これが検討されているというふうに聞いておりますけれども、いかがですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。給食費につきましては、昨年12月に、給食センターの運営委員会を開催しまして、本年4月から消費税が増税されるということ、そしてまた最近、野菜、これは時期的なものもございしますが、お米の値段にしましても、非常に高騰しておる。そう

いった中で、現在の給食費でいきますと、食材の質を落とすなり一定の何らかの対応をしないと、現状の子供たちの栄養を十分確保する給食が確保できないということで、その運営委員会で御審議をいただきまして、10円値上げするというところで運営委員会で御決定いただきました。

それを受けまして、教育委員会でも決定をいたしまして、今般、給食センターのあの特別会計のほうの歳入見込みでは、給食費を10円、小学校、中学校とも10円値上げをするということで、予算案を提出させていただいております。以上でございます。

9番（松本正人君）

いわゆる町からの一財からですね、入がなければ、当然、材料費が上がったら給食費を上げるということになるわけですが、しかしそれは、一般会計から補填すればですね、それ解決する問題だと思いますけれども。

せつかく医療費無料化をやっちょいてですね、一方で、子供の給食費を引き上げると。こういうことは、ちょっと政策上ですね、矛盾になるのではないかと。せつかくのやったことがですね、台無しになるんじゃないかというふうに思うんですが、町長、いかがお考えですか。

町長（堀見和道君）

お答えします。全く、私自身は矛盾した政策ではない、というふうに考えて、今回、御提出させていただいております。以上です。

9番（松本正人君）

総論ではですね、私も非常に、共感できるところは、たくさんあるわけですが、こういった各論になってくると、あらっと思うようなところが、ちょくちょく出てきた、というふうに私は思います。

私は、佐川町はですね、例えば、防災の面におきまして、今度必ず起きるといふ南海地震でも、津波が来るといふ心配はされていないところです。そういう面と言うたら、非常に有利な土地ではないか、と。津波の心配するようばんというだけで。あとは、けれども阪神大震災のようなですね、ああいった、建物が大きく倒壊するとかいうような、そういった災害について十分な備えをします。こういうことをきちっとしながら、そして子育てもしやすい、お年寄りもやっていきやすい、そういった行政サービスが十分に、こう

行き届いて、そして活気ある町をつくっていくならばですね、周辺の自治体にも大きくアピールできる位置づけにあるのが、佐川町ではないかというふうに思うわけです。

そういう意味では、そういった視点からもですね、非常にチャンスのある自治体ではないかと思えます。

先般、高知新聞でも載りましたけれど、馬路村でしたかね、保育園の給食費を含めて保育料を事実上ただにするということがされました。こういったところは、森議員の質問の中にもありましたけれども、非常に、人口減少率がですね、非常に高い。そういった自治体というのも本当に必死なわけです。どうやってこの自治体を維持しようかと。そういう意味で言うたら、佐川町も徐々に減ってきていますけれども、そういったところから言うたら、まだまだ、ましなところにあると。

しかしこれは、国全体が少子高齢化が進んで、これから人口減少社会になっていくという中で、どういうふうにやっていこうかというのは、もうこれは明らかなことで、そういった中で、佐川町の現状を生かしながらというのは、今から、やっぱりそのチャンスを生かしながら、施策を中長期に組んでいくということが大事だと思います。

そういう意味でおいてはですね、やはり子育てとか、そういった面でも、先ほども言いましたように、医療費無料化というのは、遅きに失してるんです。もう自慢にならんがです。自慢にならんがですよ。そこで、その給食費、今度、ちょっとばあ原材料費が上がったからと言うてよね、すぐ値上げをしてしまうと、こういう姿勢というのはね、やっぱり、それは大きく響いてくるというふうに思います。

ぜひとも、この姿勢というのは改めるべきではないかというふうに思うわけです。ぜひ、お考えになっていただきたいということを述べたいと思います。

最後にお伺いしますけれども、頑張る交付金というのが国であると聞いておりますけれども、これは何でしょうか。

総務課長（岡林護君）

お答え申し上げます。地域の元気創造事業の関係ではないですかね。いわゆる歳出特別枠の地域の元気づくり事業、平成 26 年度は地域の元気創造事業ということになってますが、その関連のことだ

と思いますが、ちょっと今ひとつ不確かなんで、また勉強しておきます。すみません。

9 番（松本正人君）

よくわかってないということですので、私もよくわかってませんので、後でまたよろしくお願いします。ひょっとしたら、非常に活用できるかもしれん。できんかもしれん、ですけど。

最後にですね、繰り返しになりますけれども、もう、聞こうと思ったところも、ちょっと時間がなくなりましたので、十分に聞けませんけれども。要するに、今度、町長が、この 26 年度の予算の特徴といいますと、基本的には、これまでの状況を受け継いだ状況と。そして、新たにやったことといえば、先ほども言ったような医療費の無料化、そして総合計画をつくっていく、そういったことに対して、一財を投じる部分では、そういうことではないかというふうに思います。

あとの、いろいろ施策ありますけど、これはほとんど県の施策に乗ったものであって、必ずしも佐川町独自というわけではないので、いちいち申しませんが。そういう意味で言うたらずね、ちょっとですけども、しかし大事な一步を踏み出したんじゃないかというふうには、考えております。今後、この中身を、どう充実させていくかということが問われていると。いわゆる総合計画等のことですけども、そういうふうに思います。

総合計画については、予算も組まれて、いわゆるコンサルタントにも頼むということになってますけれども、まだ、どの業者に頼むとかいうことは、お決めになってないというふうに聞いてますので。そういったことや、また、質問のところにデマンドバスのことも書いてありますけれども、こういった細かいことにつきましては、後の予算の審議の中で、細かく問うていきたいというふうに思っています。

で、この一般質問では、マクロ的な話で終わりますけれども、ぜひとも、町長のそういう、町民の意見を聞きながらじっくりと政策を組んでいきたいと、こういうことについては、大いに私も応援をしていきたいと、こういうふうに考えておりますので、その中で、むしろ私は、さっきの財政の問題についても、私自身も、このような論議をあんまりしたことなかったですので、十分に一緒に勉強していきながらですね、ある意味、これまでの行政の中で、財政問題に

ついても、ちょっと私は硬直してるというのは、お金が硬直してるんじゃないかと、考え方が硬直してるんじゃないかなという部分も思っていますので、そこらへんも十分にですね、考えながら、これからの政策に挑んでいきたいと、こういうふうに考えていますので、ぜひよろしく願いをいたします。以上で、私の質問を終わります。

議長（藤原健祐君）

以上で、9番、松本正人君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

本日の会議は、これをもちまして終わります。

次の開会を、13日の午前9時とします。

本日は、これをもって散会します。

散会　　午前 11 時 27 分

